

佐倉市補助金等交付基準の共通基準部分修正後のイメージ

5 交付基準
 (1) 共通基準

(1)	必要性	①	事業の内容や活動が、市民全体の利益の増進につながるものであること。
		②	(削除)
		③	事業の対象が特定のものに限定されないこと。
		④	補助がないと市民の暮らしやすさが低下するもの。
(2)	公平性	①	他の制度、事業、補助金又は補助対象外とのバランス及び整合性を踏まえていること。
		②	市民に補助制度があるという情報が周知されていること。
		③	補助金等の交付先の決定についてのプロセスが適正、公平であること。
(3)	有効性	①	補助金等の交付により、市民福祉の増進に効果が期待できること。
		②	補助金等の支出に見合った効果が上がっていること。
(4)	適格性	①	補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。
		②	(削除)
		③	(削除)
		④	補助金等の額が対象となる事業の規模や進捗状況に応じたものであること。